

相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第79号

相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

相模原市消防本部等設置条例(昭和39年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表津久井消防署の項中「相模原市緑区寸沢嵐574番地2」を「相模原市緑区寸沢嵐3455番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月5日から施行する。